

石川県地域福祉推進支援臨時特例給付金 家計急変世帯見込額申告書

○「石川県地域福祉推進支援臨時特例給付金支給申請書」、「石川県臨時特例給付金チェックリスト」と併せてご提出ください

(記入上の注意)

- ・「震災により家計が急変」した場合には、定年退職による収入の減少、年金が支給されない月や事業活動に季節性があるもの等の通常収入が得られない月の収入等、当該月に収入がないことがあらかじめ明らかであるものは該当しません。
- ・任意のひと月の収入は世帯で統一して記入してください。

フリガナ 扶養者氏名	左欄のものが 扶養する者の 人数	寡婦控除等の適用	収入の減少が あった年月	任意のひと月の収入(円)(①)			年間控除額(円)(⑤)			年間収入 見込額 (円)(⑨) ((②+③+④)×12)	年間所得 見込額 (円)(⑩) (⑨)-(⑥+⑦+⑧)
				給与収入 (②)	事業収入・ 不動産収入 (③)	公的年金等 収入 (④)	給与所得控除 (⑥)	事業収入・ 不動産収入の経費 (⑦)	公的年金等の控除 額 (⑧)		
1	人	<input type="checkbox"/> 未成年者	令和6年								
		<input type="checkbox"/> 寡婦控除	月								
		<input type="checkbox"/> ひとり親控除									
2	人	<input type="checkbox"/> 未成年者	令和6年								
		<input type="checkbox"/> 寡婦控除	月								
		<input type="checkbox"/> ひとり親控除									
3	人	<input type="checkbox"/> 未成年者	令和6年								
		<input type="checkbox"/> 寡婦控除	月								
		<input type="checkbox"/> ひとり親控除									
4	人	<input type="checkbox"/> 未成年者	令和6年								
		<input type="checkbox"/> 寡婦控除	月								
		<input type="checkbox"/> ひとり親控除									
5	人	<input type="checkbox"/> 未成年者	令和6年								
		<input type="checkbox"/> 寡婦控除	月								
		<input type="checkbox"/> ひとり親控除									
6	人	<input type="checkbox"/> 未成年者	令和6年								
		<input type="checkbox"/> 寡婦控除	月								
		<input type="checkbox"/> ひとり親控除									
7	人	<input type="checkbox"/> 未成年者	令和6年								
		<input type="checkbox"/> 寡婦控除	月								
		<input type="checkbox"/> ひとり親控除									
8	人	<input type="checkbox"/> 未成年者	令和6年								
		<input type="checkbox"/> 寡婦控除	月								
		<input type="checkbox"/> ひとり親控除									

※扶養者が8名以上いる場合は、コピーしてご利用ください

【収入額、所得額の記入手順】

1. 「給与収入(②)、事業収入・不動産収入(③)、公的年金等の収入(④)」欄は、収入の減少があった年分で記入したひと月分のをそれぞれ記入してください
(該当月の収入の明細書類は提出する必要があります)
「年間収入見込額(⑨)」欄は②、③、④の**合計額を12倍**した金額を記入してください

2. 「給与収入控除額(⑥)」欄には②を**12倍した金額**より、以下算定式を用いて**年間の控除額**を計算の上、記入してください(扶養者が給与収入のみの場合は記入不要)

年間収入見込額のうち給与収入分		給与所得控除額
0円 ~	550,000円	給与収入分の全額
550,001円 ~	1,625,000円	550,000円
1,625,001円 ~	1,800,000円	給与収入分 × 0.4 - 100,000円
1,800,001円 ~	3,600,000円	給与収入分 × 0.3 + 80,000円
3,600,001円 ~	6,600,000円	給与収入分 × 0.2 + 440,000円

3. 「事業収入・不動産収入の経費(⑦)」欄は、③で記入した同月の経費を**12倍した金額を年間の控除額**として記入してください

4. 「公的年金等控除(⑧)」の欄には④を**12倍した金額**より、以下の算定式を用いて**年間の控除額**を計算の上、記入してください

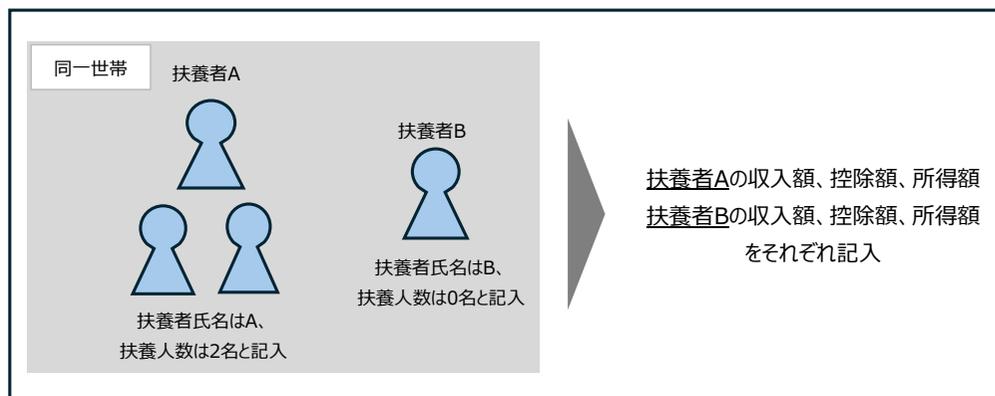
年齢	年間見込額のうち年金収入分	公的年金控除
65歳未満の方	0円 ~ 600,000円	年金収入分の全額
	600,001円 ~ 1,300,000円	600,000円
	1,300,001円 ~ 4,100,000円	年金収入分 × 0.25 + 275,000円
	4,100,001円 ~ 7,700,000円	給与収入分 × 0.3 + 685,000円

5. 「年間の見込額(⑩)」欄は1. で計算した**年間収入見込額(⑨)**から、2. 3. 4. で記入した**年間の控除額の合計(⑥+⑦+⑧)**を差し引いた金額を記入してください
住民税均等割非課税水準に合致しているかは以下早見表を用いてご確認ください。

○住民税均等割非課税水準早見表

課税世帯構成	収入額	所得額
本人のみ	930,000円	380,000円
本人のみ+ 同一生計配偶者又は扶養親族1人	1,378,000円	828,000円
本人のみ+ 同一生計配偶者又は扶養親族2人	1,680,000円	1,108,000円
本人のみ+ 同一生計配偶者又は扶養親族3人	2,097,000円	1,388,000円
本人のみ+ 同一生計配偶者又は扶養親族4人	2,497,000円	1,668,000円
未成年者、寡婦控除、ひとり親控除	2,043,000円	1,350,000円

○扶養親族の記載例(世帯人数4人のうち扶養者1人に対する被扶養者が2名、扶養者が1名の場合)



※家計急変の世帯主・世帯員が未成年者、寡婦、ひとり親の場合、収入額が204.3万円未満(所得額が135万円)であれば扶養親族の人数に関係なく未成年者、寡婦控除、ひとり親控除の収入額(所得額)が適用されます。なお、扶養親族が増え収入額(所得額)の水準が上記金額を上回る場合は、扶養親族の人数に応じた水準により判定されます。